

改正 平成15年7月1日

（目的）

第1条 この要綱は、八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年八王子市条例第18号。以下「条例」という。）第54条及び八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成5年八王子市規則第42号。以下「規則」という。）第46条に規定する浄化槽清掃業（以下「清掃業」という。）の許可に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（取扱品目）

第2条 浄化槽汚泥とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

（許可申請の時期）

第3条 規則第46条の規定による許可申請書は、原則として許可を受けようとする日の1ヶ月前までに提出しなければならない。

（許可基準）

第4条 規則第47条に規定するもののほか、次のとおり定める。

- （1）継続的な排出先と委託契約を締結していること。または、締結する予定であること。
- （2）浄化槽法等関連法令に精通していること。
- （3）浄化槽清掃業に伴い、浄化槽汚泥の収集運搬について、一般廃棄物収集運搬業許可を取得すること。
- （4）近年、下水道の普及に伴い浄化槽汚泥の取扱量が減少しているため、新規許可については、原則認めないこととする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

（申請に必要な書類等）

第5条 規則第46条第2項第8号に規定するその他市長が必要と認める書類等は、次のとおりとする。

- （1）器具明細書（別紙1（別紙略））
- （2）業務経歴（別紙2（別紙略））
- （3）浄化槽の機能点検及び清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有する者であることの証明できる書類の写し。
- （4）他市の浄化槽清掃業の許可を受けている者は許可証の写し。

（許可期間）

第6条 浄化槽法第35条第2項の規定により、許可の期間は2年間とする。

（変更届）

第7条 次の事項を変更したときは、規則第44条に規定する変更届及びその内容を証明する書類を提出する。（別紙3（別紙略））

- （1）住所（法人にあっては、主たる事務所あるいは主たる事務所以外の所在地）及び氏名（法人にあっては、法人名及び代表者の氏名）
- （2）電話番号
- （3）運搬車両
- （4）従業員数
- （5）法人格
- （6）事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模（駐車場等の変更）

2 前項の変更届を受理したときは、許可証に変更事項を記し、許可証を返納する。

（実績報告）

第8条 条例第54条第2項の規定により許可証を交付された者（以下「許可業者」という。）は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第40条に規定する帳簿に基づき、必要に応じて提出しなければならない。

（し尿処理施設利用許可申請等）

第9条 条例第62条に規定するし尿処理施設利用許可申請は（別紙4（別紙略））、規則第54条の規定による。（規則第27号様式）

2 第1項の許可をしたときは、し尿処理施設利用許可証（規則第28号様式）交付する。（別紙5（別紙略））許可期間は1年間とする。（4月1日から3月31日）
（その他）

第10条 この要綱に規定のないものについては、別に市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成5年10月14日より適用する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。